



報道発表資料の配付日時 8月28日(金) 13時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)第1回北海道広報広聴推進会議の開催について												
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者											
		発表場所											
概要	<p>令和2年度(2020年度)第1回北海道広報広聴推進会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時：令和2年(2020年)8月31日(月) 15:00～</p> <p>2 場所：道庁本庁舎7階 共用会議室B</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 広報広聴業務について</p> <p>(2) 北海道戦略広報基本方針に基づく取組について</p> <p>(3) 道民意識調査について</p> <p>4 参加予定者</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>報道機関</td><td>2名</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>2名</td></tr> <tr><td>団体・企業</td><td>4名</td></tr> <tr><td>公募</td><td>2名</td></tr> <tr><td>広報広聴課職員</td><td></td></tr> </table> <p>5 傍聴 先着5名に限定</p>			報道機関	2名	市町村	2名	団体・企業	4名	公募	2名	広報広聴課職員	
報道機関	2名												
市町村	2名												
団体・企業	4名												
公募	2名												
広報広聴課職員													
参考	<p>(北海道広報広聴推進会議)</p> <p>道民の意向を反映し、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ることを目的として、一般道民、報道関係者、各種団体関係者により構成</p>												

報道(取材)に当たってのお願い	取材にあたっては、感染症対策のため、マスクを着用いただきますようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>総合政策部知事室広報広聴課調整係(担当者：杉村)</p> <p>TEL 011-211-4111(内線21-361)</p> <p>ダイヤルイン 011-204-5108</p>		
-------------	--	--	--

北海道広報広聴推進会議設置要綱

1 目的

道の広報広聴活動について、道民の意向を反映し、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ることを目的として、北海道広報広聴推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 道の広報広聴活動の推進方策に関すること。
- (2) その他、道の広報広聴活動に関し必要なこと。

3 構成

- (1) 会議は、10名以内の委員により構成する。
- (2) 委員は、一般道民、各種団体関係者及び報道関係者等のうちから選出する。
- (3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。（ただし、年度末までとする。）
- (4) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 座長及び副座長

- (1) 会議に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。
- (2) 座長は、会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- (3) 座長の指名により、副座長を置くことができる。副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理し、座長がかけたときはその職務を行う。

5 会議

- (1) 会議は、総合政策部知事室長が召集する。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 その他

本会議のあり方については、社会情勢の変化や開催実績を勘案するとともに、事務の効率的な執行等について、毎年度検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 補則

この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成10年 7月27日から施行する。
この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成19年10月 5日から施行する。
この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成22年 1月27日から施行する。
この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

令和2年度(2020年度) 北海道広報広聴推進会議 委員名簿

(令和2年8月現在)

区 分	氏 名	地 域
報道機関	中 橋 広 岳	石 狩
報道機関	牧 野 秀 章	石 狩
市 町 村	小 関 高 人	石 狩
市 町 村	山 原 章 由	上 川
団体・企業	北 崎 千 鶴	石 狩
団体・企業	土 居 功	石 狩
団体・企業	安 立 真 由 美	渡 島
団体・企業	北 口 博 美	空 知
公 募	中 村 真 実	釧 路
公 募	山 川 知 恵	十 勝

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 当会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。
ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用してください。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱すなど、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。